

## 令和7年度総合教育会議議事録

- 開催日時 令和7年11月28日（金）午前10時30分から11時35分まで
- 開催場所 プラザおでって大会議室
- 出席者 内館茂（市長）、多田英史（教育長）、佐々木健（教育委員）、安藤泰彦（教育委員）、岩館智子（教育委員）、滝吉美知香（教育委員）
- 事務局職員
  - （市長部局）  
藤澤市長公室長、中嶋市長公室次長、佐々木企画調整課長、佐藤企画調整課課長補佐、中村企画調整課政策調整係長
  - （教育委員会）  
下田教育部長、鈴木教育次長、高橋教育次長兼学務教職員課長、小林参事兼学校教育課長、齋藤総務課長、坂本学校教育課長補佐、溝口総務企画係長
- 傍聴者 一般 0名、報道機関 2社
- 内容 次のとおり。

### 1 開会

（中嶋次長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度盛岡市総合教育会議を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、市長公室次長の中嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議は、構成メンバーである「市長」と「教育長及び教育委員」の全員が出席しております。はじめに出席者を御紹介いたします。

（出席者を紹介）

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

開会に当たりまして、内館市長から御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

（内館市長）

本日は、教育委員の皆様には、御多用の中、御出席いただきありがとうございます。また、日頃から、本市の教育の充実のために御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。さて、今年度からスタートしている新たな「盛岡市教育振興基本計画」は、本市の教育における普遍的な使命である目標や根本となる方針と一致しておりますことから、本計画をもって本市の教育大綱とし、教育委員会と一丸となって計画の推進に取り組んでいるところでございます。

本日の会議では、「不登校対策について」「学校における働き方改革のための業務改善方針につ

いて」「子どもたちの活躍について」の3件を議題といたしまして、意見交換をさせていただく予定としております。

教育委員会との連携を一層強化しながら、本市の未来を担う子どもたちの教育の充実を目指して、教育施策を推進していきたいと存じますので、多田教育長をはじめ、教育委員の皆様から、ぜひ忌憚のない意見をいただければと思います。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(中嶋次長)

ありがとうございました。ここで、次第の「3 議題」に入る前に、本日の進め方について、説明させていただきます。

議題の「(1) 不登校対策について」は、資料1、議題の「(2) 学校における働き方改革のための業務改善方針について」は、資料2、「(3) 子どもたちの活躍について」は、資料3により進めてまいりたいと考えています。

会議の議長は、盛岡市総合教育会議運営要綱第2の規定により、市長が務めることとなっておりますので、ここからの議事進行につきましては内館市長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 3 議 題

(内館市長)

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

3の議題に入ります。「(1) 不登校対策について」、教育委員会から概要の説明をお願いいたします。

(下田教育部長)

それでは、資料1をご覧ください。「(1) 不登校対策について」御説明いたします。

はじめに「1 不登校児童生徒の現状と対策」の「(1)現状」についてです。表1に小学校、表2に中学校の不登校児童生徒の現状をまとめしております。

先日、文部科学省から令和6年度の不登校児童生徒数が公表されまして、全国及び岩手県において過去最多のことでありましたが、本市においても同様でありまして、令和6年度は、小学校259人、中学校445人となっており、令和元年度と比較しますと、小学校で約3.0倍、中学校で約2.0倍となっております。

このような状況から、教育委員会では、「(2) 令和7年度の対策」として、ア 学校の風土づくりと学校の風土の「見える化」の取組などの、「安心して学べる学校づくり」の充実や、イ 不登校対策委員会による連携体制の構築、ウ 人的支援や教育支援センター等を含む学びの場の拡充を重点に取組を進めております。

資料右側の「2 不登校児童生徒支援プランの概要」です。教育委員会では、「不登校児童生徒支援プラン」を策定し、このプランに基づき取組を進めております。

「(2) 学校の取組」では、「安心して学べる学校づくり」「組織的な初期対応」「学びの継続支援」の3つの取組、(3) 教育委員会の取組では、「学校づくりの支援」「支援体制の整備」「学びの場の保障」の3つの取組をそれぞれ柱としまして、学校と教育委員会で連携をとりながら取組を進めております。

この中で本日は、「(2) 学校の取組」の「校内教育支援センターの充実」、「(3) 教育委員会の取組」の「「ひろばモリーオ」サテライト分室」と、「フリースクール等との連携」について、御説明いたします。

なお、「不登校児童生徒支援プラン」の詳細につきましては、別紙のA3版の資料「令和7年度不登校児童生徒支援プランの推進」をお付けしておりましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、資料1にお戻りいただきまして、2ページを御覧ください。

「3 ひろばモリーオ「サテライト分室」」についてです。

「(1) 開室の目的」ですが、校内教育支援センターや、ひろばモリーオの仙北教室、青山教室の利用が難しい不登校児童生徒に対して、児童生徒それぞれに応じた支援や活動場所の提供を行うことを目的として、令和7年度からの新たな取組として実施しております。

「(2) サテライト分室の運営」につきましては、市内小中学校に在籍する児童生徒を対象に、4つの公民館で月に2～3日程度、午前中を開室しております。支援員として、公民館に配置しています社会教育指導員が、サテライト分室の専門支援員を兼務して対応しており、子どもたちは学習や読書など、思い思いに過ごしております。

「(3) サテライト分室の利用実績」につきましては、10月末時点での延べ人数で、小学生27人、中学生29人、保護者・教員22人の計78人となっております。

「(4) モリーオCafé」についてでございます。こちらも令和7年度からの新たな取組です。

先日11月13日に、中央公民館を会場に不登校等で不安を抱えている保護者を対象に開催し、12名の保護者等の参加がありました。当日は、保護者同士の交流のほか、岩手大学准教授による臨床心理の視点からの講演や、教育相談員による個別相談も行いました。参加した保護者からは、「同じ悩みや思いを共有できる、そういう場を探していた」という声をいただいております。

続きまして、資料右側の「4 校内教育支援センターの充実」についてです。

「(1) 設置目的」ですが、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間で自分に合ったペースで学習・生活できる場を提供することを目的に、学校内に設置しているものです。

「(2) 設置状況」ですが、令和5年度から各学校に対し働きかけを行いまして、令和7年度現在では、全ての小中学校において設置されております。

「(3) 運営の充実に向けた取組」としましては、不登校対策相談員の配置や研修会の実施、ひろ

ばモリーオの教育相談員等によるアウトリーチ型支援のほか、各学校におきましては、支援センター内の環境整備や保護者への積極的周知を図り、運営の充実に取り組んでおります。

「(4) 令和6年度の利用実績」ですが、不登校の基準となります30日以上欠席の児童生徒の利用が190人、30日未満の欠席数の児童生徒の利用が165人となっておりまして、自分らしく過ごすことができる子どもたちの居場所としてその役割を果たしているものと考えております。

次に、「5 フリースクールとの連携」についてです。教育委員会では、「(1) 連携の条件」をア 適切な支援・相談が行われている施設であること、イ 利用している児童生徒の情報が、定期的に在籍校に提供されることとしておりまして、これらを満たすフリースクールと日常的に情報共有を図っております。令和7年度は、「(2) 連携施設」にお示ししております6つのフリースクールと連携しております。

説明は、以上です。

(内館市長)

ただいま教育委員会から説明がありましたが、皆様から意見などを頂戴したいと思います。  
それでは、佐々木委員お願いいたします。

(佐々木委員)

私が学校に行かない・行けないという子どもの存在を知ったのは、今から50年ほど前で、当時はそのような状態は「学校嫌い」「登校拒否」となどと呼ばれておりました。この50年間、この問題に対し、学校や教育委員会はかなりのエネルギーを費やし、対峙してきましたが、不登校の問題はなくなることはなく、ここ10年、不登校児童生徒数はかなり増える状況にあり、非常に憂慮する状況だと考えています。不登校は、解決策を見いだせない、非常に根の深い困難な問題だと考えております。

学校や教育委員会の取組については、各学校においては安心して学べる学校づくりを基盤に、担任が1人で抱え込まないように組織的な対応の仕組みを作ったり、教室に入れない子どもたちのために校内支援センターを設置したり、新たな不登校を生まない取組に力を入れています。

また、教育委員会では、学校経営支援や困難な課題を抱える学校に対する人的支援や継続支援に努めており、学校にとっては大変心強いものと考えております。また、モリーオのサテライト分室の開設や、フリースクールとの連携等、学びの場の保障が非常に充実してきていると感じています。こうした学校・教育委員会の取組を通して、不登校の児童生徒が人とのふれ合いや関わりを通じて自分を見つめ、エネルギーを蓄え、やる気、元気を取り戻して欲しいと願っているところです。

最後に課題を2点、申し上げます。1つは、学級数の減少に伴い、担任外の教員の配置が少なくなり、突発的な事態への対応に非常に苦慮しているところです。教職員定数の改善に向けて、要望していくことが必要であると感じています。

それからもう1点は、モリーオやフリースクールに通わないまま、家庭で中学校を過ごして卒業した生徒のその後について把握して、ひきこもりへの対応とつなげて対応していく必要があると感じます。

(内館市長)

ありがとうございました。

次に、安藤委員、お願ひいたします。

(安藤委員)

まず、不登校対策には、大きく分けると、不登校の子どもたちの数が増えないようにすること、そしてもう1つ、不登校の子どもたちへの適切な対応、この2つに分けることができると考えます。また、その中で私は長期的な視点と、短期的な視点の二つに分けて述べたいと思います。

まず、長期的に見ると、盛岡市不登校児童生徒がこの資料の増加率のままであると仮定すれば、20年後には中学校では20%を超える事態になり、そうなると、必然的に社会も変わらざるを得なくなると思います。不登校の原因は多様ですが、昔に比べれば、学校を休むことに忌避感が少なくなった傾向があるかと思います。

多様な学びの場の保証も重要ですが、学校という集団生活の場で学ぶこと、それにより得られるものも、とても多いということは事実だと思います。そのために今我々ができることは、不登校をネガティブなものとして捉えるのではなく、学校がよりポジティブなもの、生産的なもの、魅力的であることを示す、そのためには、地域から信頼され、授業改善を柱とした魅力ある学校づくり、優れた教員の育成をして、社会全体として学校回帰への大きな潮流を作り出すことが必要であると考えます。

次に短期的な視点ですが、私は今まで以上に予防と学力の保証に重点を置くべきだと考えます。まず予防の方策ですが、年度当初の一番多忙な時期に、担任が児童・生徒のために接する時間、面談の時間を確保できる環境を整えることが重要だと考えます。教育委員会としては「校務支援システム」等の事務軽減の方策も有効ですが、最優先すべきは人的配置を年度当初に手厚く行うことであると考えます。

次に重視すべきは、学力の補償です。学力の裏付けがあれば、個別に最適な教育の選択肢が増えていきます。不登校状態の子どもたちにも様々な方法で、一層の学びの継続支援が必要であると考えます。

最後に、学校現場が勇気をもって決断し、行動できるように、盛岡市教育委員会としては最終的には法的根拠を示して、最後まで学校を支援するという姿勢を明確に示し、現場を勇気づけることが必要であると考えています。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、滝吉委員からお願ひします。

(滝吉委員)

私は、不登校数の増加や低年齢化の背景には、通常の集団授業において何らかの「学びにくさ」を感じる子どもたちが増えているのかなと思います。共働き世帯の増加や急速なデジタル化などの社会の変化によって、発達途中有る子どもたちの認知や感覚の特性に応じた丁寧な学習面・心理面でのサポートがされにくくなっているように感じます。そのようなサポート提供の場として、資料「学びの場の保障」にある、ひろばモリーオの取組やフリースクールとの連携の充実は、大変心強いです。

一方で、子どもの学びにくさに気づくのは、保護者の次に多くの時間を過ごし、子どもの学習場面を最も身近かつ客観的に見ることができる大人としての教員に期待される役割でもあります。特に低年齢の子どもが学びにくさを感じないような環境調整や指導の工夫は、教育の専門家としての教員に期待されることであり、それで補いきれない学びにくさがある場合には、子ども自身が成長とともに、その特性とどうつき合い、自分なりの学び方を獲得するか、ということと一緒に向き合う存在として、教員が機能することが求められると思います。

このことは資料「安心して学べる学校づくり」の「児童生徒主体の授業」「教育相談の充実」に該当すると思います。

特に「授業」については、学校教育の中心です。クラス全員にとって学びやすいUDデザインの授業を学校全体で追究できる体制、またそこで学びにくさが残る児童生徒に、適切な特別支援とつながる校内外の連携体制を推進いただきたいと思っております。

「教育相談」については、子どもが日常的なつまずきや困りを表現できる場としての相談環境の充実が必要と考えます。「困っていれば自分から言ってくるだろう」という前提は、特に低年齢の子どもには通用せず、まず自分は困っているのか、何に困っているのか、それを誰にどんなふうに表現すればいいのか、相談の仕方そのものを学ぶ場として、学校や教員の果たす役割は大きいと思います。障害者差別解消法の施行や改正によって、多様な人々が生活しやすい・働きやすい社会に変わろうとする動きがある中で、卒業後いざ進学・就労という段階になって、自分のどんな特徴をどんな言葉で誰に伝えたらよいのかわからず、必要な環境調整や配慮を受けられない事例を多数目にします。学校教育のなかで、日常的に児童生徒が自分についての小さな気づきや困りを話せる大人がいることが重要だと思います。校内教育支援センターの整備や、スクールカウンセラー、スクールショーシャルワーカー、スクールアシスタントなどの配置の先に、毎日と一緒に過ごす教員こそが、自ら積極的に子どもに声をかけ、子どもの相談する力を育んでいこうとする意識を持つこと、またそれを行う時間的・心理的余裕を持つことを、推進・保障するような取組を進めていただきたい

いと強く思います。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、多田教育長からお願ひします。

(多田教育長)

不登校対策については、盛岡市教育委員会において「誰一人取り残さない教育の推進」を大きな柱として取組を進めているところです。

不登校の要因分析については、文科省の分析もありますが、市独自でも分析を進めているところであり、本人起因のみならず、家庭起因、学校での担任や友人との関係などの学校起因があり、要因は複合化・多様化しているところであり、これらに踏みこむ必要があるととらえております。

学校の3つの取組についても先ほど説明がありましたが、学校の風土づくりと「見える化」については、今2年目になりますが、これについては全小中学校を挙げて取り組んでいるものです。

子どもの人権を尊重する教育、自己肯定感を高める学校づくりということで、いずれの学校も工夫して、地域と一緒に取組を進めている段階であります。そして2つ目の組織的対応については、きめ細かな対応が必要ということで、教育委員会の対策チームが、保護者や関係機関等と情報共有を進めながら、一つ一つ事案に対し取組を進めております。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも非常に重要な役割を持っております。

3つ目の学びの場の保証と継続支援については、校内教育支援センターは自分のペースで学習・生活できるということで、3年目を迎える非常に成果は大きく、手ごたえを感じております。これまで「タッチ登校」という、玄関で帰る生徒もいましたが、次のステップとして学校内に居場所があるということは大きいと感じています。また、本市においてはひろばモリーオの存在が他の市町村に比べて大きく、全国に先駆けて平成6年から30年の歴史を刻みます。中央公民館からはじまり、今では北の青山校、南の仙北校、そういった居場所とともに、今回から4つの公民館を利用してのサテライト分室を設置し、保護者の交流会モリーオcaféの開催まで、一歩一歩、30年を超えるモリーオの歴史にまた新たな可能性を見出しております。

今後も学校教育の大きな役割として、不登校対策の充実をさせてまいりたいと考えております。

(内館市長)

ありがとうございました。

本日の教育委員会の説明から、不登校の状況の推移、今年度から新設したひろばモリーオ「サテライト分室」の運営状況、校内教育支援センターの利用実績、フリースクールとの連携の状況など、不登校対策に関する具体的な取組状況を共有することができたと思います。

私も市長として、教育環境や子どもたちへの支援は、本当に必要なことだと考えており、不登校については、心の痛む問題だと考えています。教育委員の皆様からも大切な御意見をいただきました。

学校に行きづらい、教室に入りづらい児童生徒一人ひとりに配慮した居場所の確保や「モリーオcafé」等を通じた保護者への支援を通じて、「より優しく」誰ひとり取り残さないまちの実現を、何としても進めていきたいと心から思っています。

今後も、総合教育会議をはじめとした様々な場面で、教育委員会と情報交換や意見交換を行い、連携してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(内館市長)

それでは、「（2）学校における働き方改革のための業務改善方針について」に移ります。初めに、教育委員会から、概要説明をお願いします。

(下田教育部長)

それでは、資料2をご覧ください。「（2）学校における働き方改革のための業務改善方針について」御説明いたします。

教育委員会では、学校における働き方改革の実現に向けて、市教育委員会と学校が実施する取組を業務改善方針において定めております。毎年度見直しを行いながら取り組んでいるものでございまして、本日はこの方針の取組状況等について御説明したいと思います。

まず、「1 時間外在校等時間の状況」です。

「(1) 時間外在校等時間の状況」としては、小・中学校における令和5年度と令和6年度の状況を表にお示ししております。

表1の月100時間以上の職員数、表2の月80時間以上100時間未満の職員数といった長時間となる職員数は全体的に増加しております。そして、表3の一人当たりの月平均時間外在校等時間数につきましては、若干ですが減少しております。

「(2) 職種ごとの時間外在校等時間」は、月ごとの平均時間外在校等時間を示しており、図1の小学校、図2の中学校ともに、副校長、教諭の時間数が多くなっており、時期としましては、年度始めや年度末のほか、9月から10月にかけて多くなっております。

資料右側を御覧願います。

「(3) 時間外在校等時間の要因」でございますが、校内担当業務、授業準備の割合が高く、また、年度始めの修学旅行や運動会が重なる時期、学習発表会や文化祭、その他の大会が重なる時期には時間外在校等時間が多くなっております。

「(4) 課題」といたしましては、こういった状況の改善に向けて、ア 特定の教員に業務が集中しないよう、業務を支援する職員の配置などの業務遂行体制の整備、イ 行事を含めた業務内容の

精選、縮減、ウ 業務の効率化を図るため校務支援システムやICT等の積極的な活用が必要であると捉えております。

つづきまして、資料右下の「2 盛岡市教育委員会の取組」です。

教育委員会では、働き方改革の実現に向けた業務改善方針を定めまして、今年も4月に改訂をしております。「(1) 業務改善方針に関する目標」としましては、2つを掲げました。1つ目は、① 働くことへの充実感や健康面での安心感の向上に関する目標といたしまして、授業や授業準備への集中や仕事へのやりがいなど、2つ目は、② 時間外在校等時間に関する目標といたしまして、時間外在校等時間を、月45時間、年間360時間を超えないなどの具体的な数値目標を掲げております。

資料2ページを御覧願います。

「(2) 取組事項」についてでございますが、先ほどの目標達成に向けた具体的な取組として、① 「学校・教師が担う業務に関する3分類」を徹底する取組、② 子どもたちと向き合う時間を確保するための負担軽減の取組、③ 健康でいきいきと働くための健康確保の取組、これらについて合わせて22項目の取組を進めております。このうち、① 「学校・教師が担う業務に関する3分類」を徹底する取組のところに黄色のマーカーをしていますが、3分類の取組を徹底する好事例につきましては、次の3ページに、市内各小中学校における実際の取組を掲載しております。

小中学校の学校・教師が担う業務を3つに分類いたしまして、例えば、「1 基本的には学校以外が担うべき業務」では、③ 学校徴収金の徴収・管理についてインターネット決済を導入するなど、資料中央の「2 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」では、⑤ 調査・統計等への回答等について、スクールアシスタント、スクールサポートスタッフ等を活用するなど、「3 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」では、⑩ 授業準備での、デジタルドリルの活用など、こうした良い事例を各学校に周知・共有しながら取組の推進につなげているところでございます。

4ページを御覧願います。

「3 紹特法の改正」について御説明いたします。

本年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。「(1) 趣旨」ですが、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校等における働き方改革の一層の推進、教員の待遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保の実施計画の策定、そして公表等の義務付けなどが規定されたところです。

「(2) 概要」ですが、「① 学校における働き方改革の一層の推進」におきましては、I 教育委員会における実施の確保のための措置として、ただいま申し上げましたように、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられました。そして、計画の内容及び実施状況につきましては、本日開催しております総合教育会議への報告が義務付けられております。

また、資料右側の「② 組織的な学校運営及び指導の促進」におきましては、主務教諭という新

しい職が新設され、「③ 教員の処遇の改善」におきましては、I 高度専門職にふさわしい処遇の実現として、教職調整額の基準となる額を令和12年度までの間に段階的に引上げることが示されております。

「(3) 国の目標」については、令和11年度までに、公立学校の教職員の一月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが掲げられております。

「(4) 施行期日」につきましては、①と②は令和8年4月1日、③は令和8年1月1日となっております。

続きまして、5ページを御覧願います。

こちらは、ただいま御説明いたしました法改正に伴いまして、国から新たに示された「学校と教師の業務の3分類」になっております。

新たに追加された項目には、赤く「新」と表記しておりますが、5つの項目が加わりました。教育委員会では、これらを踏まえまして、優先的に対応するものから実施計画に反映し、策定していくということになります。

最後に、6ページを御覧願います。

こちらは、給特法の改正に伴い、今年度、国から新たに示された、学校の働き方改革を進めるにあたり、地域や保護者に向けた広報資料となっております。

教師の働き方改革を進めることに対して理解を求める内容のほかに、地域や保護者との連携・協働の必要性が謳われております。資料右側の、「③ ご協力いただきたいこと」として、コミュニティ・スクールなどを通じた学校運営への参画、学校以外が担うべき業務の役割分担の見直しへの協力、学校行事や業務の見直しへの理解ということが示されております。

市教育委員会としましても、こういった国の考え方を踏まえ、地域や保護者の皆様との関係構築を丁寧に図りながら、学校における働き方改革の推進に取り組んで参ります。

説明は、以上です。

(内館市長)

ありがとうございました。教育委員会から、説明がありましたが、皆様から意見などを頂戴したいと思います。

佐々木委員、お願ひいたします。

(佐々木委員)

まずは、学校の業務の肥大化についてお話をさせていただきたいと思います。学校の業務は、時代の変化と共に、学習指導要領の改訂を通して新たな指導内容や取組が求められたり、学校が地域や保護者の要望に応えたりする形で、業務が肥大化してきたと思っております。かなり以前から、スクラップアンドビルドの考え方方が呼ばれていたのですが、中々進まず今に至っている状況です。

学校業務改善への教育委員会の役割については、この度の給特法の改正に伴い、国が率先して学校の働き方改革の推進に取り組み始めたことは、子どもたちにとっても教職員にとっても、喜ばしいことであると思っています。市教育委員会では、4月の業務改善方針の改訂を受けて、各学校では、業務改善の取組が進められている段階であります。各学校においては、全職員に対し内容趣旨の徹底と共通理解を図った上で進める必要がありますから、今後、教育委員会としては適切な情報や資料を提供しながら、支援をしていっていただきたいと思います。

また、学校業務の3分類については、受け止め方によっては、これまでの学校の姿を変えると捉える方もおられるような内容でありますので、教育委員会が学校と協力しながら、保護者や市民の皆さんに内容について丁寧に説明し、理解を得るよう努めていく必要があると思います。

教員の仕事は、裁量の幅が非常に大きく、やろうと思えばきりがないという創造的な仕事とも思っております。業務の改善、働き方改革を進めながらも、やる気のある先生、努力する先生を認め、励ます職場でこれからもあってほしいと思います。

また、今回の学校業務の改善は、教職員の健康保持も大きなねらいの一つでありますので、教職員の皆さんには、法や仕組みに守られるだけではなく、健康管理については自分の責任において、しっかりとそういう意識を持って、子どもたちの教育にあたってほしいと思います。

最後に、課題として思っているのは、今学校において最も困難な業務だと感じているのは、保護者等からの過剰な苦情や要求等への対応であります。今後とも、関係機関との連携を図りながら、市教委で支援していっていただきたいなと思います。

(内館市長)

ありがとうございました。

他には、いかがでしょうか。岩館委員、お願ひいたします。

(岩館委員)

私は、職種ごとの先生方の時間外在校等時間が多いのは副校長先生であることから、一段とやらなければいけない業務が多いと推測しております。一方、教師も様々な業務や対応を「やらなければいけない」こともあると思いますが、中には授業準備や教材研究等、意欲的に「やりたいこと」があって残業する先生方もいると思います。

令和7年6月には給特法が公布され、趣旨としては、教育委員会に対し業務量管理や健康確保措置実施計画の策定、様々な規定の整備を実行するようにとのことで、9月には新たに学校と教師と業務の3分類が示されました。

何より健康で元気でなければ、いきいきと働くことは出来ません。そのためにも、各学校の実情に合わせて教師が教師として意欲的に働くことが出来る環境になるよう、取り組んでいただきたいと思っております。教師という仕事に誇りや憧れがあって、ネガティブに言われてしまうことも多

いですが、「生きがい」「やりがい」に溢れる教師の方も沢山いると思っています。

私が心配していることは、やはり、電話業務削減の取組などを保護者にご理解いただくためにも、日ごろからの保護者との信頼関係の構築が欠かせないと思っています。例えば、保護者や地域の方が学校に足を運ぶ機会など、風通しの良い環境づくりをしていただいて、授業参観や学校行事などに積極的に参加できるようにして、先生方が子どもたちのためにこんなに頑張ってくれているんだという感謝の気持ちや、逆に先生方も、学校に足を運んでくれる地域の方に、御理解いただいていることを感謝しながら、お互いの理解を図っていくことが大事だなと思っています。

やはり、「集団の中の子ども」ではなく「子ども一人一人が集まった集団」であるということを、保護者も同様に考え、そして工夫し、共通理解や共通認識を図ることが出来るよう、これから頑つています。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、滝吉委員お願ひいたします。

(滝吉委員)

教員の処遇や業務の改善に関する様々な取組については、賛同いたします。特に業務の改善については、具体的な項目・内容が示されており、その効果に期待が膨らみます。今後、取組の効果を共有したり、更なる改善が必要な点を明確化したりするためにも、取り組む際の関係者の感想や意見を共有できる方法や場を併せて示しながら、計画を進めていただきたいと思います。

私事で恐縮ですが保護者の立場から一例を申し上げますと、娘の通う小学校では今年度から学校からの配布物が、一律メール送付になりました。即時的な情報周知や、家庭からの回答・申込が必要な内容等については保護者としても高い利便性を感じる一方、給食の献立や保健よりもデジタル化されてしまったことで、家庭内で子どもと一緒に見て話し合う機会が減ってしまったようにも感じています。例えば、献立については大きめの紙媒体で配布されていましたが、デジタル化されたため家庭でプリントアウトし、そのままだと少し見にくいため、それをまた拡大するのにひと手間かかるており、これを毎月各家庭で行っているのは少ないのではないかなどと思います。食育や健康管理など家庭教育という意味で、保護者と子どもが共有する必要のある情報は紙媒体、保護者のみへの情報はデジタルなど、お便りの目的にあわせて配布してほしいという思いはありますが、それをどのような機会に誰に伝えたら良いのか分からなかったり、働き方改革なので一律ですと言われれば保護者は納得せざるを得ないのかな、など思ったりします。

新たな取組を行う際に、その経過や結果として保護者や地域の関係者がどのような感想や意見を持つのかということを学校と共有できる方法や場も同時に示していただけると、学校と保護者と地域が役割分担して協働する意識が高まり、ひいては教員の働き方改革の推進につながっていくので

はないかと思っております。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、多田教育長お願ひいたします。

(多田教育長)

私からは、資料の6ページのところについてお話したいと思います。これは文科省からの資料ですが、「地域・保護者の皆様へ」と書かれており、地域・保護者の方に文科省から直接理解を求めるといった非常に珍しい資料となっています。

資料右側の「① 教師を取り巻く環境」において、厳しい勤務実態、教師不足といった記載があります。実際、小中高校生のなりたい職業ランキングにおいて、教員は10数年以上上位に位置しており、特に中高生では男女ともに1位となっていますが、いざ大学の進路選択の時期になると、断念するほど教師を取り巻く厳しい環境の様々な情報が入ってきて、採用倍率の低下を招いている流れになっております。

さらに、資料の右下にもありますが、過度な要求が、教員の精神的な大きな負担になっていることも教員養成段階の学生たちの耳に入っていますので、なおさら教師を取り巻く厳しい環境につながっていますが、今回、国が給特法の改正を50年ぶりにしたことや、次期学習指導要領でも、学校や教員の負担軽減を図るという方向性を示しております、教師を取り巻く環境を何とか改善していくこうという動きの中に、働き方改革が大きく動き出しているというところです。

次期学習指導要領の中においても、働きやすさと働きがいの両立が教員の働き方改革の目指すところという風に掲げられています。それにより、教員と子どもの双方に余白を創出し、教育の質の向上を図る、といった方向性が示されております。

今後、1月から待遇改善は始まりますし、4月からは給特法が動き出します。学校現場の大きな転換期であるということを、関係者の協力を得るということが不可欠でありますが、まだまだ保護者や地域にも伝わっていないというところですので、文科省だけでなく、教育委員会としても積極的に周知と支援に努めていかなければならぬと思っております。

9月から行われた教育振興運動の実践発表会の市内6地区においてもパンフレットを基に、お集まりの方々には説明を行っておりますが、まだまだ周知を続けていく必要があると考えております。

(内館市長)

ありがとうございました。

学校における働き方改革ということで、小・中学校における時間外在校等時間の状況や、教育委員会の取組として、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底する取組の好事例などについて

情報を共有することができました。教員が子どもと向き合う時間の確保につながる大切な取組であるとも感じました。

また、給特法の改正についても説明がありましたとおり、働き方改革は、国全体の問題でもあるので、国の改革案や県の動向等を踏まえながら、県都である盛岡市が率先して実行していくことは意義があることと考えております。

地域の将来を担う宝である子どもたちを健やかに育していくために、まずは教職員が心身ともに健康であることが重要であり、そのためにも学校行事や業務の見直しについて保護者や地域に理解していただき、学校との信頼関係を構築することが大切なことだと考えております。

来年度からは、教育委員会が策定する「教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容及び実施状況について、本総合教育会議での報告が義務付けられておりのことから、今後も、教育委員会と連携できるもの、協力できるものは十分に連携、協力して進めていきたいと考えております。

(内館市長)

それでは、次の議題に移ります。「（3）子どもたちの活躍について」、教育委員会から説明をお願いします。

(下田教育部長)

それでは、資料3を御覧ください。「（3）子どもたちの活躍について」御説明いたします。

今年度も、盛岡市の子どもたちは、スポーツをはじめとした各種競技や文化活動に意欲的に取り組み、全国大会への出場など、多くの活躍が報告されております。

一部となりますが、主な活躍を御紹介いたします。

「1 小学生児童の活躍」では、No. 5・6の第58回IBC子ども音楽コンクールにおいて、山岸小学校と岩手大学教育学部附属小学校が優秀賞を認め、東北大会出場を果たしております。また、No. 9の令和7年度こども音楽コンクール東北大会において、岩手大学教育学部附属小学校が最優秀賞を認め、全国大会の出場権を獲得いたしました。

次に、「2 中学校生徒の活躍」では、県大会、東北大会での入賞をはじめ多くの活躍がありました、資料5ページ、No. 62の全国中学校体育大会陸上競技女子砲丸投げにおいて、大宮中学校3年生の生徒が7位に入賞しております。また、No. 63・76の黒石野中学校は、岩手県中学校駅伝競走大会で優勝し、さらには東北大会でも優勝を認め、12月に開催される全国大会におきましても活躍が期待されます。

文化活動においては、資料6ページ、No. 83の第25回全国中学校総合文化祭わかふじ大会の舞台発表部門において、渋民中学校が群読劇で出場し、観客を魅了する演技を披露しております。また、No. 84の第27回わたしの主張県大会におきましては、上田中学校3年生の生徒が最優秀賞を認め、全国大会の出場権を獲得いたしました。この他にも多くの活躍が報告されております。

次に、「3 市立高等学校生徒の活躍」におきましては、資料8ページ、No.23・24の全国高等学校総合体育大会の陸上競技男子棒高跳と男子八種競技におきまして、5位入賞の成績を収めております。

盛岡市の子どもたちが、一生懸命に取り組んで活動し、多くの成果を挙げた一例を御紹介いたしました。

説明は、以上です。

(内館市長)

教育委員会から、説明がありましたが、皆様から意見などを頂戴したいと思います。

それでは、安藤委員お願いいいたします。

(安藤委員)

今回も盛岡市の子どもたちが、運動部の各競技種目で大変な活躍をしました。そして文化面なども含めて、様々な分野で活動、活躍している子どもたちの様子を知る度に嬉しく思います。未来の宝であり、盛岡の将来そのものである子どもたちの活躍は、多くの人に感動を与え、地域に元気と活力を与えていると感じています。

もちろん、子どもたち自身のたゆまぬ努力が最大の要因ですが、それを支えた保護者や指導者の力、地域の連帯も大いに評価されるべきだと思います。

また、多くの大会やコンクールなどで良い成績を修めた個人や団体に脚光が当たりがちになりますが、郷土芸能など伝統文化を継承している個人や団体、地域貢献活動としてボランティア活動や環境保護活動に励んでいる子どもたちも多くいます。地域社会とのつながりや地元に対する愛情や誇りを育てるといった視点からも、重視されるべき活動であります。盛岡市の教育振興運動の共通目標は、「地域総ぐるみで「たくましく生きる盛岡の子」を育もう」です。盛岡市の子どもたちの様々な活動が「たくましく生きる盛岡の子」につながります。顕彰された子どもたちのみならず、様々な活動に積極的に取り組んだ全ての子どもたちにエールを送りたいと思います。

また、そのような努力を続け、たくましい心と体をもち、郷土愛をもった子どもたちが、いずれはふるさと盛岡に戻ってきて、盛岡を一層活性化させることを願っています。以上です。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、岩館委員お願いいいたします。

(岩館委員)

小学校・中学校・高校と、今年も合唱や吹奏楽、書道や弁論等、多くの文化的な活動の活躍があ

りました。その中で、渋民中学校の群読劇は、県の代表として全国中文祭で先輩方から引き継いできた新たな伝統を発表できたということは、今年の生徒だけではなく、創り上げてきた先輩方にとっても誇らしく嬉しい出来事だったのではないかと思います。スポーツでも個人・団体どちらの競技においても日々の努力の成果と思います。

高校においても、文化・スポーツ共に数々の活躍がありました。何事も全力で取り組むことで、精神面も養われていきます。また、これらの結果には仲間や指導者との深い絆、家族の支えも大きかったことと思います。

今回のお示しいただいた活躍以外にも、全ての児童・生徒の様々な取組や頑張りに対し、拍手を送りたい気持ちです。たとえ、納得のいかない結果になったとしても、それまで一生懸命取り組んできた過程こそが、これから糧になり、粘り強さややり抜く力が育まれていきます。これまで積み重ねてきたことに対しても称賛しますと同時に、支えてきた家族や指導に携わっていただいている皆様へも敬意を表したいと思います。

今後もこの頑張りを継続していくことに期待しています。

(内館市長)

ありがとうございました。

それでは、多田教育長お願ひいたします。

(多田教育長)

私も、直近では黒石野中学校の女子駅伝の東北大会優勝、12月の全国大会出場など、輝かしい活躍ということで、市民に大きな勇気を与えていたと思います。そして、安藤委員もおっしゃいましたが、なかなか新聞等には載らないもの、例えば学校の周年行事の式典などでも、子どもたちの素晴らしい発表や誇らしい姿がみられ、これは学校とともに、集まっていた地域の方々にも大きな活力を与えていたと思います。また、学校公開研究会でも、いきいきとした素晴らしい授業の発表や真剣に学ぶ姿を通して、市内外の方に盛岡の教育の素晴らしさを発信することにつながっていると思います。郷土芸能においては、乙部中学校の発表、渋民中学校においては、先日、「いわて教育の日」における群読劇の発表を行い、集まった方々に大きな感動を与えております。こういった活躍の姿は、盛岡の大きな宝であると思っています。

(内館市長)

ありがとうございました。

今年度も私のところを含め副市長のところ、市役所の方にも、黒石野中学校女子駅伝チームの東北大会優勝・全国大会出場をはじめ、渋民中学校の群読劇での全国中学校総合文化祭出場や、市立高校陸上競技部の全国大会出場の表敬訪問なども受けており、子どもたちに激励の言葉を述べまし

た。子どもたちのいきいきとした様子が見られて、大変嬉しく、喜ばしく思っております。

小学生から高校生まで、各種大会で数多くの成果を挙げられており、嬉しく感じておりますとともに、それまでの皆さんの日々の努力が相当にあったものと思います。また、活動を通して、子どもたちにとって多くの学びもあったものと思います。

今後も、様々な活動を通して、子どもたちの学び・活躍の場を保障し、学校教育を進めていただきたいと心から思っています。これからも、子どもたちの様々な活躍を楽しみに、応援していきましょう。

(内館市長)

それでは（4）その他について、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

特に無いようですので、これで議長を降りさせていただきたいと思います。

(中嶋次長)

お疲れさまでした。

以上をもちまして、令和7年度盛岡市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。